

運転・建設状況の概要

(平成 27 年 3 月 24 日～平成 27 年 7 月 27 日)

平成 27 年 7 月 27 日
福井県安全環境部
原子力安全対策課

1. 運転・建設状況の概要

[添付－1]

現在、県内発電所 13 基全てが定期検査を実施している。

なお、美浜発電所 1、2 号機および敦賀発電所 1 号機は、4 月 27 日に運転を終了した。

(1) 定期検査を実施中の発電所

- ・敦賀発電所 1 号機：第 33 回定期検査※（平成 23 年 1 月 26 日～）
- ・敦賀発電所 2 号機：第 18 回定期検査（平成 23 年 8 月 29 日～）
- ・美浜発電所 1 号機：第 25 回定期検査※（平成 22 年 11 月 24 日～）
- ・美浜発電所 2 号機：第 27 回定期検査※（平成 23 年 12 月 18 日～）
- ・美浜発電所 3 号機：第 25 回定期検査（平成 23 年 5 月 14 日～）
- ・大飯発電所 1 号機：第 24 回定期検査（平成 22 年 12 月 10 日～）
- ・大飯発電所 2 号機：第 24 回定期検査（平成 23 年 12 月 16 日～）
- ・大飯発電所 3 号機：第 16 回定期検査（平成 25 年 9 月 2 日～）
- ・大飯発電所 4 号機：第 15 回定期検査（平成 25 年 9 月 15 日～）
- ・高浜発電所 1 号機：第 27 回定期検査（平成 23 年 1 月 10 日～）
- ・高浜発電所 2 号機：第 27 回定期検査（平成 23 年 11 月 25 日～）
- ・高浜発電所 3 号機：第 21 回定期検査（平成 24 年 2 月 20 日～）
- ・高浜発電所 4 号機：第 20 回定期検査（平成 23 年 7 月 21 日～）

※ 関西電力および日本原電は、今後、原子力規制委員会に廃止措置計画の認可申請を行うこととしており、定期検査は廃止措置計画の認可をもって終了とみなされる。

(2) 美浜発電所 1、2 号機および敦賀発電所 1 号機の廃止

平成 27 年 3 月 17 日、関西電力および日本原電は、美浜発電所 1、2 号機および敦賀発電所 1 号機を 4 月 27 日に廃止することとし、電気事業法に基づく電気工作物変更届出を経済産業大臣に提出した。これを受け、4 月 27 日、美浜発電所 1、2 号機および敦賀発電所 1 号機が廃止された。

(3) 高速増殖原型炉もんじゅの状況

原子炉施設の安全確保のために必要な機器・設備の保全対策として、燃料取扱設備、1 次冷却系設備、2 次冷却系設備、補助冷却設備、原子炉補機冷却水系設備、原子炉補機冷却海水系設備、放射性廃棄物処理設備、換気空調設備、所内電源供給設備、ディーゼル発電機設備、屋外開閉所・主要変圧器設備等の点検を実施している。

(4) 原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）の状況

被ばく低減を図る観点から、重水系・ヘリウム系等の設備・機器等の解体撤去に先立ち、カランドリアタンク、重水冷却系、重水浄化系、劣化重水貯槽、重水貯槽のトリチウム除去作業等を実施している。

2. 特記事項

(1) 発電用原子炉施設に係る新規規制基準への対応について

関西電力は、7基のプラントの新規制基準適合性に係る申請※を行っており、原子力規制委員会の審査が進められている。

このうち、2月12日に原子炉設置変更が許可された高浜発電所3、4号機は、工事計画認可と保安規定変更認可の審査が行われている。大飯発電所3、4号機は、継続して審査が行われている。美浜発電所3号機と高浜発電所1、2号機は、3月17日に申請が行われ、審査が開始された。

※ 原子炉設置変更許可（設備や体制等の基本設計・方針等の審査）、工事計画認可（原子炉施設の詳細設計の審査）、保安規定変更認可（運転管理、手順、体制等の審査）

① 高浜発電所1、2号機

[資料 No. 3-1 p. 74, 84]

（工事計画認可申請）

関西電力は、7月3日、工事計画認可申請のうち、発電所の機器の基本設計方針や基準地震動（700ガル）に基づく耐震安全性評価に用いる資料等について、原子力規制委員会に申請した。今後、機器の強度や耐震安全性評価について補正申請を行う予定である。

② 高浜発電所3、4号機

[資料 No. 3-1p. 87, 90、添付－3]

（工事計画認可申請）

関西電力は、4月15日、先行プラント（川内発電所1号機）の審査結果を踏まえ、申請書の記載内容や耐震評価等に関する資料の充実等を行った補正書を原子力規制委員会に提出した。その後、7月16日、3号機および共用設備のうち3号機に分類した設備について、申請書の記載内容の充実等を行い、補正書を再提出した。

（保安規定変更認可申請）

関西電力は、6月19日、原子炉設置変更許可（2月12日）の内容等を踏まえ、重大事故等発生時における要員の配置や手順書の整備等に係る記載の充実を行った補正書を原子力規制委員会に提出した。

(2) 発電所敷地内破砕帯の調査状況について

① 敦賀発電所

原子力規制委員会は、3月25日、「D-1破砕帯等、敦賀発電所2号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯のいずれかは、後期更新世以降の活動が否定できず、したがって、将来活動する可能性のある断層等である」とする有識者会合の評価書について、原子力規制庁から説明を受けた。

② 美浜発電所

原子力規制委員会の有識者会合は、5月8日、「破砕帯は、後期更新世以降に活動していない可能性が高い」とする評価書案を取りまとめ、7月2日、この評価書案について、他の専門家が評価・検証を行うピア・レビュー会合を開催した。

(3) 高浜発電所1、2号機の運転期間延長認可申請等について

[資料 No. 3-1 p. 84, 92]

関西電力は、運転期間延長認可申請に必要な特別点検の結果を踏まえ、40年目の高経年化技術評価を行うとともに長期保守管理方針を策定し、4月30日、原子力規制委員会に対し、運転期間を60年とする運転期間延長認可および長期保守管理方針を反映した保安規定変更認可の申請を行った。

同日、関西電力は、県と高浜町に対し、高浜発電所 1、2 号機の運転期間延長認可申請と美浜発電所 3 号機の特別点検の実施決定について報告した。これに対し、県は、40 年を超える運転については、プラントの安全確保を前提とした県民理解が必要不可欠であり、特別点検の結果などプラントの安全性はもとより、40 年を超える運転の必要性を県民に説明することなどを求めた。

関西電力は、7 月 3 日、原子力規制委員会に対し、基準地震動を 550 ガルから 700 ガルに見直し、原子炉格納容器内の主要機器等（約 30 設備）の耐震安全性評価を実施した結果を反映した運転期間延長認可申請および保安規定変更認可申請の補正書を提出した。

(4) 関西電力 原子力事業本部の安全管理体制強化について

3 月 17 日、知事は、関西電力の八木社長および日本原電の濱田社長から、美浜発電所 1、2 号機および敦賀発電所 1 号機の廃炉の決定について報告を受けた際、立地地域の安全管理体制を充実させること等を求めた。

6 月 23 日、関西電力は県に対し、6 月 25 日付けで原子力事業本部に美浜発電所 1、2 号機の廃止措置関連業務を統括する廃止措置技術センターを設置すること、原子力調達センターを設置し原子力設備の調達に係る要員を本店から原子力事業本部に常駐させること、原子力事業本部および発電所の土木建築関係の体制を強化するため原子力土木建築センターを設置することを報告した。

これに対し、県は、廃炉について、廃止措置技術センターを中核組織として立地地域の安全確保を一層強化するとともに、プラントメーカーと地元企業との協力体制を構築すること、発電所の支援業務に携わる人員の教育・訓練を重ね、安全管理体制の実効性を高めること、使用済燃料の中間貯蔵施設の県外立地や解体廃棄物の処分場の確保等に対応するため、関連会社を含め、なお一層の人員体制の充実を進めること等を要請した。

(5) 国のエネルギー政策について

①「長期エネルギー需給見通し」の決定について [添付－４]

経済産業省は、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会長期エネルギー需給見通し小委員会の議論を経て、7 月 16 日、エネルギー基本計画を踏まえた 2030 年度のエネルギー需給構造の見通しをとりまとめた。電源構成については、東日本大震災前に約 3 割を占めていた原子力発電の依存度は 20%～22%程度へと大きく低減するとされた。

②原子力小委員会について

6 月 26 日、知事が委員を務める総合資源エネルギー調査会原子力小委員会第 12 回会合が開催され、2030 年度の電源構成比率や閣議決定された放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針、原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループの設置等について議論が行われた。

知事は、政府は原子力発電の重要性や必要性に関し、その方針を明らかにし、国民の理解のため責任ある発言と対応を行う必要があるとの意見書を提出した。

3. 安全協定に基づく異常事象の報告

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象は1件あった。周辺環境への放射能の影響はなかった。

(a) 今期間、安全協定に基づき報告された異常事象（1件）

件 番	発電所名	件 名	国への 報告区分
①	もんじゅ 発生 (H27. 7. 17) 添付－2 参照	非常用ディーゼル発電機B号機シリンダヘッドインジェクタ コックの変形について ・ 7月17日14時20分頃、非常用ディーゼル発電機B号 機の分解点検中、ディーゼル機関のシリンダヘッド（重 さ約450kg）を吊り上げた際、落下した。 ・ その際、落下したシリンダヘッドが、潤滑油配管に接触 し、シリンダヘッドのインジェクタコックおよび潤滑油 配管が変形した。 ・ 本事象による負傷者はなく、周辺環境への放射能の影響 もない。 ・ 現在、事象が発生した原因について調査を実施している。	法律

原子力発電所の運転および建設状況

原子力安全対策課
平成 27 年 7 月 27 日現在

1. 運転または建設中のプラント（設備容量 運転中：10 基 計 1008.8 万 kW、建設中：1 基 計 28.0 万 kW）

項 目 発電所名		現 状	利用率・稼働率（％）		発電電力量（億 kWh）	
			平成 27 年度	運開後累計	平成 27 年度	運開後累計
日本原子力発電(株) 敦 賀 発 電 所	2 号機	定期検査中 (H23. 8. 29～未定)	0. 0 0. 0	6 6. 7 6 6. 7	0. 0	1, 9 2 2. 9
日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		性能試験中 (停止中)	(H22. 5. 6 10:36 原子炉起動、H22. 5. 8 10:36 臨界)			
関 西 電 力 (株) 美 浜 発 電 所	3 号機	定期検査中 (H23. 5. 14～未定)	0. 0 0. 0	6 3. 7 6 4. 3	0. 0	1, 7 8 0. 2
関 西 電 力 (株) 大 飯 発 電 所	1 号機	定期検査中 (H22. 12. 10～未定)	0. 0 0. 0	5 9. 4 6 0. 2	0. 0	2, 2 1 7. 3
	2 号機	定期検査中 (H23. 12. 16～未定)	0. 0 0. 0	6 5. 7 6 6. 2	0. 0	2, 4 0 7. 9
	3 号機	定期検査中 (H25. 9. 2～未定)	0. 0 0. 0	7 1. 8 7 1. 8	0. 0	1, 7 4 8. 6
	4 号機	定期検査中 (H25. 9. 15～未定)	0. 0 0. 0	7 6. 0 7 5. 6	0. 0	1, 7 6 0. 7
関 西 電 力 (株) 高 浜 発 電 所	1 号機	定期検査中 (H23. 1. 10～未定)	0. 0 0. 0	6 2. 5 6 3. 0	0. 0	1, 8 3 8. 6
	2 号機	定期検査中 (H23. 11. 25～未定)	0. 0 0. 0	6 3. 4 6 3. 9	0. 0	1, 8 1 9. 2
	3 号機	定期検査中 (H24. 2. 20～未定)	0. 0 0. 0	7 4. 4 7 3. 7	0. 0	1, 7 2 6. 7
	4 号機	定期検査中 (H23. 7. 21～未定)	0. 0 0. 0	7 3. 7 7 3. 3	0. 0	1, 6 9 0. 8
		合 計	0. 0 0. 0	6 6. 9 6 7. 1	0. 0	1 8, 9 1 3. 4

（注 1）利用率・稼働率・電力量は平成 27 年 6 月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て。
（注 2）利用率等の合計値は、敦賀発電所 1 号機および美浜発電所 1、2 号機を除いた計算値。

2. 運転を終了したプラント

項 目 発電所名		現 状	利用率・稼働率累計（％）	発電電力量累計（億 kWh）
日本原子力発電(株) 敦 賀 発 電 所	1 号機	廃止 (H27. 4. 27) (定期検査中* (H23. 1. 26～))	6 0. 1 6 2. 4	8 4 7. 3
関 西 電 力 (株) 美 浜 発 電 所	1 号機	廃止 (H27. 4. 27) (定期検査中* (H22. 11. 24～))	4 8. 2 5 0. 2	6 3 8. 0
	2 号機	廃止 (H27. 4. 27) (定期検査中* (H23. 12. 18～))	5 7. 4 5 8. 7	1, 0 7 5. 2

*：法律上、定期検査は廃止措置計画の認可を受けた日をもって終了とみなされる。（利用率等は運転開始から運転終了 (H27. 4. 27 24:00) までの累計値）

(上段) 設備利用率＝

発電電力量

認可出力×暦時間

× 100（％）

(下段) 時間稼働率＝

発電時間

暦時間

× 100（％）

3. 各発電所の特記事項（7月27日時点）

（1）運転中のプラント

発電所名	特記事項
敦賀2号機	○一次冷却材中の放射能濃度上昇 ・発電停止（H23.5.7 17:00）、原子炉停止（H23.5.7 20:00） 第18回定期検査中（H23.8.29～未定）
美浜3号機 ^{*1}	第25回定期検査中（H23.5.14～未定） ・発電停止（H23.5.14 11:00）、原子炉停止（H23.5.14 12:59） 運転期間延長認可申請に必要な特別点検中（H27.5.16～）
大飯1号機	第24回定期検査中（H22.12.10～未定） ・発電停止（H22.12.10 10:00）、原子炉停止（H22.12.10 11:25）、 ・原子炉起動（H23.3.10 19:00）、臨界（H23.3.11 0:40）、調整運転開始（H23.3.13 11:00） ・C-蓄圧タンク圧力低下 発電停止（H23.7.16 19:48）、原子炉停止（H23.7.16 20:53）
大飯2号機	第24回定期検査中（H23.12.16～未定） ・発電停止（H23.12.16 16:00）、原子炉停止（H23.12.16 18:35）
大飯3号機 ^{*1}	第16回定期検査中（H25.9.2～未定） ・発電停止（H25.9.2 23:00）、原子炉停止（H25.9.3 1:06）
大飯4号機 ^{*1}	第15回定期検査中（H25.9.15～未定） ・発電停止（H25.9.15 23:00）、原子炉停止（H25.9.16 1:33）
高浜1号機 ^{*1,*2}	第27回定期検査中（H23.1.10～未定） ・発電停止（H23.1.10 10:03）、原子炉停止（H23.1.10 12:20）
高浜2号機 ^{*1,*2}	第27回定期検査中（H23.11.25～未定） ・発電停止（H23.11.25 23:02）、原子炉停止（H23.11.26 2:26）
高浜3号機 ^{*1}	第21回定期検査中（H24.2.20～未定） ・発電停止（H24.2.20 23:00）、原子炉停止（H24.2.21 3:50）
高浜4号機 ^{*1}	第20回定期検査中（H23.7.21～未定） ・発電停止（H23.7.21 23:00）、原子炉停止（H23.7.22 2:08）

*1：原子力規制委員会へ新規制基準適合性に係る申請を行ったプラント

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許可日
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	H27.3.17	-	-
		工事計画認可	-	-	-
		保安規定変更認可	H27.3.17	-	-
大飯	3・4号機	原子炉設置変更許可	H25.7.8	-	-
		工事計画認可	H25.7.8 H25.8.5	-	-
		保安規定変更認可	H25.7.8	-	-
高浜	1・2号機	原子炉設置変更許可	H27.3.17	-	-
		工事計画認可	H27.7.3	-	-
		保安規定変更認可	-	-	-
	3・4号機	原子炉設置変更許可	H25.7.8	H26.10.31 H26.12.1 H27.1.28	H27.2.12
		工事計画認可	H25.7.8 H25.8.5 ^{*1}	H27.2.2 H27.4.15 H27.7.16 ^{*2}	-
		保安規定変更認可	H25.7.8	H27.6.19	-

*1：H27.2.2の補正書にH25.8.5の申請内容を含めたため、H25.8.5の申請を取り下げ。

*2：高浜発電所3号機および共用設備のうち3号機に分類した設備について補正書を提出

*2：原子力規制委員会へ運転期間の延長に係る申請を行ったプラント

発電所		申請	申請日	補正書提出日
高浜	1・2号機	運転期間延長認可（運転期間60年） [*]	H27.4.30	H27.7.3
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）	H27.4.30	H27.7.3

*：原子炉等規制法において、運転期間は40年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1回に限り20年を上限として延長が可能とされている。

(2) 運転を終了したプラント

発電所名	特記事項
敦賀 1 号機	第 33 回定期検査中 (H23. 1. 26 ～ 未定 ^{※1}) 廃止措置を安全に行うために必要な設備 ^{※2} の点検中 (H27. 5. 8 ～)
美浜 1 号機	第 25 回定期検査中 (H22. 11. 24 ～ 未定 ^{※1}) 廃止措置を安全に行うために必要な設備 ^{※2} の点検中 (H27. 5. 1 ～)
美浜 2 号機	第 27 回定期検査中 (H23. 12. 18 ～ 未定 ^{※1}) 廃止措置を安全に行うために必要な設備 ^{※2} の点検中 (H27. 5. 1 ～)

※ 1 関西電力および日本原電は、今後、原子力規制委員会に廃止措置計画の認可申請を行うこととしており、定期検査は廃止措置計画の認可をもって終了とみなされる。

※ 2 使用済燃料貯蔵設備、廃棄物処理設備 など

(3) 建設中のプラント

発電所名	特記事項
もんじゅ	設備保全対策 (H24. 4. 2 ～)

(4) 廃止措置中のプラント

発電所名	特記事項
原子炉廃止 措置研究開 発センター (ふげん)	廃止措置中 (H20. 2. 12 ～) ・ カランドリアタンクおよび重水冷却系のトリチウム除去作業実施中 (H21. 9. 2 ～) ・ 劣化重水貯槽、重水貯槽等のトリチウム除去作業実施中 (H25. 8. 26 ～)

4. 燃料輸送実績 (平成 27 年 3 月 24 日～7 月 27 日)

＜新燃料輸送＞

なし

＜使用済燃料輸送＞

なし

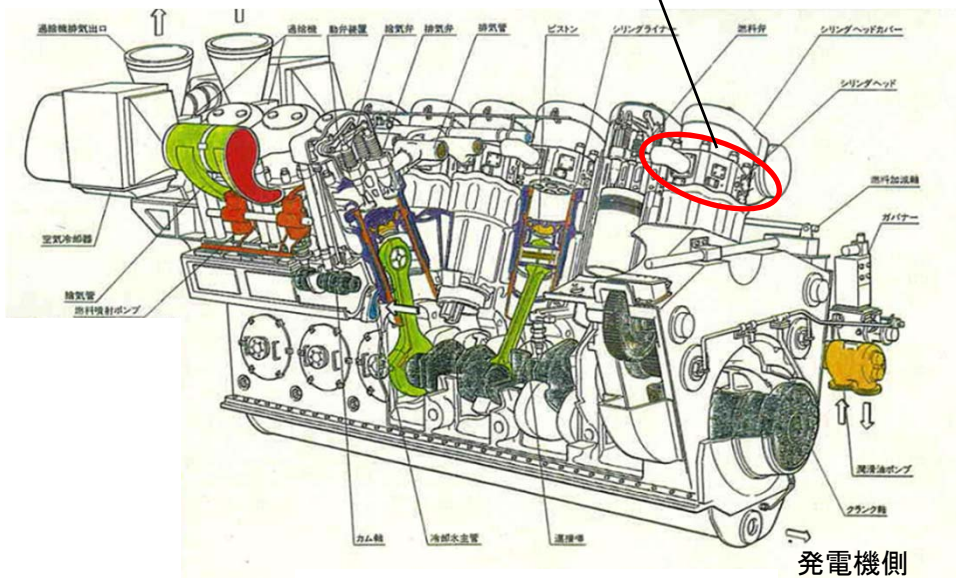
5. 低レベル放射性廃棄物輸送実績 (平成 27 年 3 月 24 日～7 月 27 日)

発電所名	概 要
高浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 1,520 本 (輸送容器 190 個) を搬出 (4 月 19 日 高浜発電所出港)
大飯発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 1,480 本 (輸送容器 185 個) を搬出 (5 月 23 日 大飯発電所出港)
美浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、均質固化体 56 本および充填固化体 1,280 本 (輸送容器 167 個) を搬出 (6 月 13 日 美浜発電所出港)

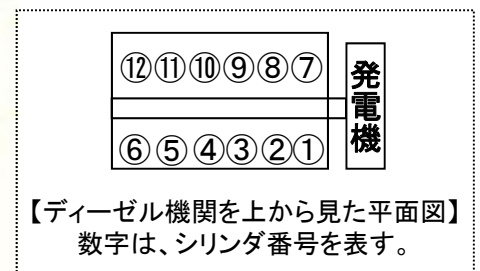
件番	1
発電所名	高速増殖原型炉 もんじゅ
発生事象名	非常用ディーゼル発電機B号機シリンダヘッドインジケータコックの変形
発生年月日	平成 27 年 7 月 17 日
終結年月日	
発生時プラント状況	建設中
系統設備名	非常用予備発電設備
国への報告区分	法律
事象概要	停止中の 7 月 17 日 14 時 20 分頃、3 台（A、B、C）ある非常用ディーゼル発電機のうち、B 号機の分解点検中※¹、ディーゼル機関のシリンダヘッド（重さ約 450kg）を吊り上げた際に落下した。 その際、落下したシリンダヘッドが潤滑油配管に接触し、シリンダヘッドインジケータコック※²および潤滑油配管が変形した。なお、潤滑油配管からの漏えいは認められていない。 なお、本事象による、負傷者はなく、環境への影響もない ※ 1：ディーゼル発電機の保安規定の運転上の制限 原子炉停止中は、非常用ディーゼル発電機 2 台が動作可能であることが求められており、今回、A および C 非常用ディーゼル発電機が自動待機中であり、運転上の制限を満足する状態であった。 ※ 2：起動前の準備として、シリンダ内に溜まったガスを排出する弁
原因	現在、事象が発生した原因について調査を実施している。
対策	

高速増殖原型炉もんじゅ非常用ディーゼル発電機B号機 シリンダヘッドインジェクタコックの変形について

No.7 シリンダヘッド(点検のため取り外し)



[ディーゼル機関]



【非常用ディーゼル発電機の仕様】

- ・ 出力 : 4250kW(V型12気筒)
- ・ 全長 : 約11m ・ 全高 : 約3m ・ 全幅 : 約3m
- ・ 3台(A、B、C)設置



変形箇所

[インジェクタコック]



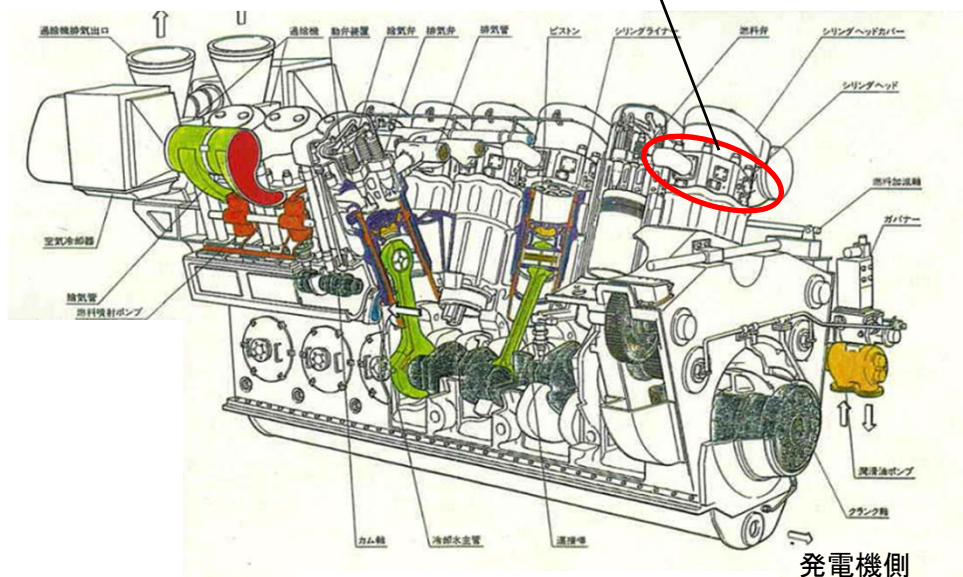
材質:炭素鋼
外径:約70mm

変形箇所

[潤滑油配管]

高速増殖原型炉もんじゅ非常用ディーゼル発電機B号機 シリンダヘッドインジケータコックの変形について

No.7 シリンダヘッド(点検のため取り外し)



[ディーゼル機関]

12	11	10	9	8	7	発電機
6	5	4	3	2	1	

【ディーゼル機関を上から見た平面図】
数字は、シリンダ番号を表す。

【非常用ディーゼル発電機の仕様】

- ・ 出力 : 4250kW(V型12気筒)
- ・ 全長 : 約11m ・ 全高 : 約3m ・ 全幅 : 約3m
- ・ 3台(A、B、C)設置



[インジケータコック]



[潤滑油配管]

高浜発電所 3 号機の工事計画認可申請の補正書の再提出について

平成 27 年 7 月 16 日
関西電力株式会社

当社は、平成 27 年 4 月 15 日、高浜発電所 3、4 号機について、先行プラントの審査結果を踏まえ、申請書の記載内容や耐震評価等に関する資料の充実等を行い、工事計画認可申請の補正書を、原子力規制委員会へ再提出しました。

[平成 27 年 4 月 15 日 お知らせ済み]

当社は、その後の審査会合等の結果を踏まえ、高浜発電所 3 号機および共用設備のうち 3 号機に分類した設備について、申請書の記載内容の充実等を行い、工事計画認可申請の補正書として、本日、原子力規制委員会へ再提出しました。

なお、高浜発電所 4 号機および共用設備のうち 4 号機に分類した設備については、審査中であることから、今後の審査会合等の結果を踏まえ、準備が整い次第、補正書を再提出します。

以 上

添付資料 1：高浜発電所 3、4 号機の工事計画認可申請の経緯

添付資料 2：高浜発電所 3 号機の工事計画認可申請の補正書の概要

- 工事計画認可申請とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法第43条）に基づく手続きで、原子炉設置変更許可申請における原子炉施設の基本設計に従ってなされた原子炉施設の詳細設計について、技術基準を満足していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するもの。
- 工事計画認可申請書は、申請者氏名・名称、工事計画（基本設計方針、機器の仕様等を記載する要目表、品質管理方法）、工事工程表、変更の理由、および各機器の詳細な内容を記載した添付書類（添付資料、添付図面）で構成。

- ◆平成25年7月8日「高浜発電所3、4号機工事計画認可を申請」（約3,000ページ）
- 平成25年7月8日に新規規制基準が施行されたことに伴い、重大事故に対処するために使用する設備（SA設備）について、新設の約40設備を申請。
- 耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動Ss（550ガル）による評価を行い、その結果を反映。

- ◆平成25年8月5日「高浜発電所3、4号機工事計画認可を追加申請」（約5,400ページ）
- 既設のSA設備及び設計基準事故に対処するために使用する設備（DB設備）について、約60設備を追加申請。
- 耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動Ss（550ガル）による評価を行い、その結果を反映。

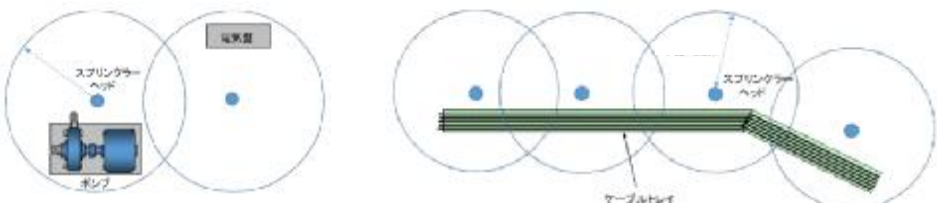
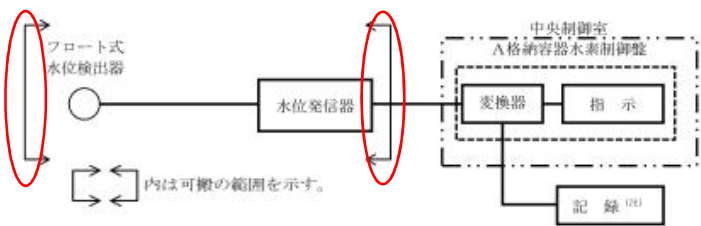
- ◆平成27年2月2日「高浜発電所3、4号機工事計画認可申請補正書の提出」（約82,000ページ）
- 原子炉設置変更許可申請の補正書の内容や審査会合等の結果を反映した設備の詳細設計の見直しを行い、SA設備（既設・新設）およびDB設備について、各設備の詳細設計を追加・修正し、補正申請。
（約420設備：既に申請している約100設備含む。）
- 耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動Ss（700ガル）による評価を行い、その結果を反映。

- ◆平成27年4月15日「高浜発電所3、4号機工事計画認可申請補正書の再提出」（約86,000ページ）
- 先行プラントの審査結果を踏まえ、申請書の記載内容や耐震評価等に関する資料の充実等を行い、補正申請。
（約440設備：既に申請している約420設備を含む）

- ◆平成27年7月16日「高浜発電所3号機工事計画認可申請の補正書の再提出」（約45,000ページ）
- その後の審査会合等の結果を踏まえ、高浜発電所3号機および共用設備のうち3号機に分類した設備（例：緊急時対策所）について、申請書の記載内容の充実等を行い、工事計画認可申請の補正書を再提出。（約440設備）
- なお、高浜発電所4号機、および共用設備のうち4号機に分類した設備（例：放水口側防潮堤）については、審査中であることから、今後の審査会合等の結果を踏まえ、準備が整い次第、補正書を再提出予定。

高浜発電所3号機の工事計画認可申請の補正書の概要

添付資料2

	<例>																																			
	前回（平成27年4月15日）	今回（平成27年7月16日）																																		
【基本設計方針】 ・ 説明内容の追加	屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計又は設置場所で可能な設計とするか、人が携行して使用可能な設計とする。	屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。...（途中略）... <u>屋外重大事故等対処設備については、風（台風）及び竜巻による風荷重に対し、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。</u> ＜竜巻により屋外重大事故等対処設備が同時に機能を損なわないよう分散配置する説明を追記（下線部）＞																																		
【基本設計方針】 ・ 記載内容の充実	水噴霧消火設備（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））により消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、自動消火設備である海水ポンプの二酸化炭素消火設備並びに可搬型の消火器又は消火栓により消火を行う設計とする。	水噴霧消火設備（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））により...（途中略）...消火を行う設計とする。 <u>スプリンクラーは、消火対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後は消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動を実施することを保安規定に定める。</u> ＜スプリンクラーの放水範囲と動作後の消火活動を保安規定に定めることの記載を充実（下線部）＞																																		
【要目表】※ ・ 表現の見直し	可搬式代替低圧注水ポンプ出口接続口 ～ スプレイヘッド 50m、10m、5m、1m送水用ホース	<u>可搬式代替低圧注水ポンプスプレイヘッド用</u> <u>50m、10m、5m、1mホース</u> ＜要目表に記載の名称の表現を見直し（下線部）＞																																		
【添付資料】 ・ 説明図の追加	 スプリンクラーヘッドの設置図面の追加																																			
【添付資料】 ・ 説明図の記載内容の充実	 可搬範囲の明確化																																			
【添付資料】 ・ 表やグラフの記載内容の充実	<table><tr><th rowspan="2">主要設備</th><th rowspan="2">通信回線種別</th><th rowspan="2">専用</th><th rowspan="2">輻輳</th><th colspan="2">設置場所及び設置の有無</th></tr><tr><th>緊急時対策所</th><th>中央制御室</th></tr><tr><td rowspan="2">保安電話</td><td rowspan="2">電力保安通信用回線</td><td>有線系（光ケーブル）</td><td>○</td><td>◎</td><td>有</td><td>有</td></tr><tr><td>無線系（多重無線）</td><td>○</td><td>◎</td><td>有</td><td>有</td></tr><tr><td>衛星保安電話</td><td>通信事業者回線</td><td>衛星系</td><td>○</td><td>◎</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>衛星電話（可搬）</td><td>通信事業者回線</td><td>衛星系</td><td>○</td><td>◎</td><td>有</td><td>無</td></tr></table> 機器の設置場所を追記		主要設備	通信回線種別	専用	輻輳	設置場所及び設置の有無		緊急時対策所	中央制御室	保安電話	電力保安通信用回線	有線系（光ケーブル）	○	◎	有	有	無線系（多重無線）	○	◎	有	有	衛星保安電話	通信事業者回線	衛星系	○	◎	有	無	衛星電話（可搬）	通信事業者回線	衛星系	○	◎	有	無
主要設備	通信回線種別	専用					輻輳	設置場所及び設置の有無																												
			緊急時対策所	中央制御室																																
保安電話	電力保安通信用回線	有線系（光ケーブル）	○	◎	有	有																														
		無線系（多重無線）	○	◎	有	有																														
衛星保安電話	通信事業者回線	衛星系	○	◎	有	無																														
衛星電話（可搬）	通信事業者回線	衛星系	○	◎	有	無																														
【添付図面】 ・ 表現の見直し	車両型設備の車両寸法の記載箇所を変更																																			

※電気事業法では、原子力発電設備（原子炉本体、燃料設備等）の改造（撤去含む）を行なう際は、事前に工事計画の認可を受けることが定められている。現在、撤去を計画している高浜発電所3号機の使用済燃料ピットクレーンメインホイスト（平成27年2月2日の補正申請時より要目表に撤去することについて記載済み）については、この工事計画の認可を要する設備に該当することから、電気事業法に基づく高浜発電所3号機の工事計画認可申請書を、本日、経済産業大臣と原子力規制委員会宛に提出。

長期エネルギー需給見通し

平成２７年７月

経済産業省

(はじめに)

昨年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画を受け、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会長期エネルギー需給見通し小委員会を設置し、そこでの検討を経て、今般、取りまとめを行うものである。

エネルギー政策の推進に際し、まず、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、行政や事業者は、国民からの信頼を著しく低下させることになったことを深く反省しなければならない。現在も約11万人の人々が困難な避難生活を強いられている。福島の再生・復興に向けた取組は、エネルギー政策の再構築の出発点である。政府の最優先課題として、廃炉・汚染水対策、原子力賠償、除染・中間貯蔵施設事業、風評被害対策など、福島の再生・復興に全力で取り組み、合わせて信頼回復に全力を挙げなければならない。

また、エネルギー基本計画においては、「東京電力福島第一原子力発電所事故前に比べ、我が国におけるエネルギー問題への関心は極めて高くなっており、原子力の利用は即刻やめるべき、できればいつかは原子力発電を全廃したい、我が国に原子力等の大規模集中発電は不要である、原子力発電を続ける場合にも規模は最小限にすべき、原子力発電は引き続き必要であるなど、様々な立場からあらゆる意見が表明され、議論が行われてきているが、政府は、こうした様々な議論を正面から真摯に受け止めなければならない」としている。このため、小委員会を公開としたほか、エネルギーミックスに関する意見箱を設け、頂いた御意見を小委員会に随時報告するなど様々な意見も参考としつつ検討を行い、パブリックコメントも行った上で、以下のとおり、取りまとめたものである。

1. 長期エネルギー需給見通しの位置づけ

エネルギー政策の要諦は、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図ることにある。この点は、エネルギー基本計画においてエネルギー政策の基本的視点として明ら

かにされている。

長期エネルギー需給見通しは、エネルギー基本計画¹を踏まえ、こうしたエネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示すものである。

したがって、マクロの経済指標や産業動向等を踏まえた需要想定を前提にした見通しであるとともに、対策や技術等裏付けとなる施策の積み上げに基づいた実行可能なものであることが求められる。

なお、今般の長期エネルギー需給見通しは、エネルギー基本計画を踏まえ、中長期的な視点から、2030年度のエネルギー需給構造の見通しを策定する。

2. 長期エネルギー需給見通し策定の基本方針

今般、長期エネルギー需給見通しの策定に際して、このエネルギー基本計画に示された基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を具体化すると以下のとおりである。

(1) 安全性 (Safety)

福島第一原子力発電所事故により、原子力への信頼が低下している。また、石油・ガス等の他の燃料の供給設備や風力発電設備等についても自然災害等への耐性の意識が高まっている。

以上を踏まえ、原子力については、世界最高水準の規制基準に加え、自主的安全性の向上、安全性確保に必要な技術・人材の維持・発展を図る。また、石油、ガス等の設備についても安全性の向上に向けて取り組んでいく。

¹ エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法（2002年（平成14年）公布・施行）に基づき、エネルギー需給に関して総合的に講ずべき施策等について、関係行政機関の長や総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業大臣が案を策定し、閣議決定するもの。

(2) 安定供給 (Energy Security)

平時のみならず、危機時にあっても安定供給が確保される多層化・多様化した需給構造を実現することは重要な課題である。

その中で、エネルギー自給率の改善は長年に渡る我が国のエネルギー政策の大目標である。他方で、東日本大震災以降、我が国のエネルギー自給率は、原子力発電所の停止に伴い、僅か6%程度まで落ち込み、OECD34カ国中2番目に低く、非資源産出国のスペイン(26.7%)、イタリア(20.1%)、韓国(17.5%)と比較しても極端に低い水準となっている²。

以上を踏まえ、エネルギー調達先国の多角化や国産資源の開発を進め、調達リスクを低減しつつ、自給率については、東日本大震災以前を更に上回る水準(おおむね25%程度)まで改善することを目指す。

(3) 経済効率性 (Economic Efficiency)

東日本大震災以降、電気料金は、家庭用、産業用共に大きく上昇しており、各地の中小企業・小規模事業者を始めとした産業界から悲鳴が上がっている状況において、雇用や国民生活を守るためにも、電気料金の抑制は喫緊の課題であると同時に中長期的にも安定的に抑制していく必要がある。

また、経済の好循環が確実に動き始めている状況下において、産業競争力を確保し、日本経済を本格的な成長軌道に乗せていくことが重要であり、経済成長を支えるエネルギー需給構造を構築する必要がある。

政府としてもエネルギー調達価格を可能な限り低減する取組やエネルギーシステム改革を進めているが、一方で、東日本大震災前に比べて原発依存度を低減し、再生可能エネルギーの導入を促進することとなっており、このことが電力コストの大きな上昇圧力となる。

以上を踏まえ、電力コストを現状よりも引き下げることを目指す。

² エネルギー自給率の実績値は、IEA Energy Balance 2014 による 2012 年の確報値。

(4) 環境適合 (Environment)

東日本大震災以降、原子力発電所の停止による火力発電の焚き増し等により、温室効果ガス排出量の増加が継続しており、地球温暖化対策に積極的に取り組む必要が一層高まっている。

そのような中、本年12月にCOP21を控え、我が国も先進国の一員として、野心的な目標を示し、国際的な地球温暖化対策をリードしていくことが求められている。

以上を踏まえ、欧米に遜色ない温室効果ガス削減目標を掲げ世界をリードすることに資する長期エネルギー需給見通しを示すことを目指す。

エネルギー基本計画においては、徹底した省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電の効率化などを進めつつ、原発依存度を可能な限り低減させる等の政策の基本的な方向性を定めているが、これらを以上のとおり想定した安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合に関する政策目標を同時達成する中で進めていった場合の将来のエネルギー需給構造の見通しを策定することを基本方針とする。

3. 2030年度のエネルギー需給構造の見通し

上記の基本方針を踏まえた2030年度のエネルギーの需給構造の見通しは以下のとおりである。

(1) エネルギー需要及び一次エネルギー供給構造

経済成長等によるエネルギー需要の増加を見込む中、徹底した省エネルギーの推進により、石油危機後並みの大幅なエネルギー効率の改善を見込む。

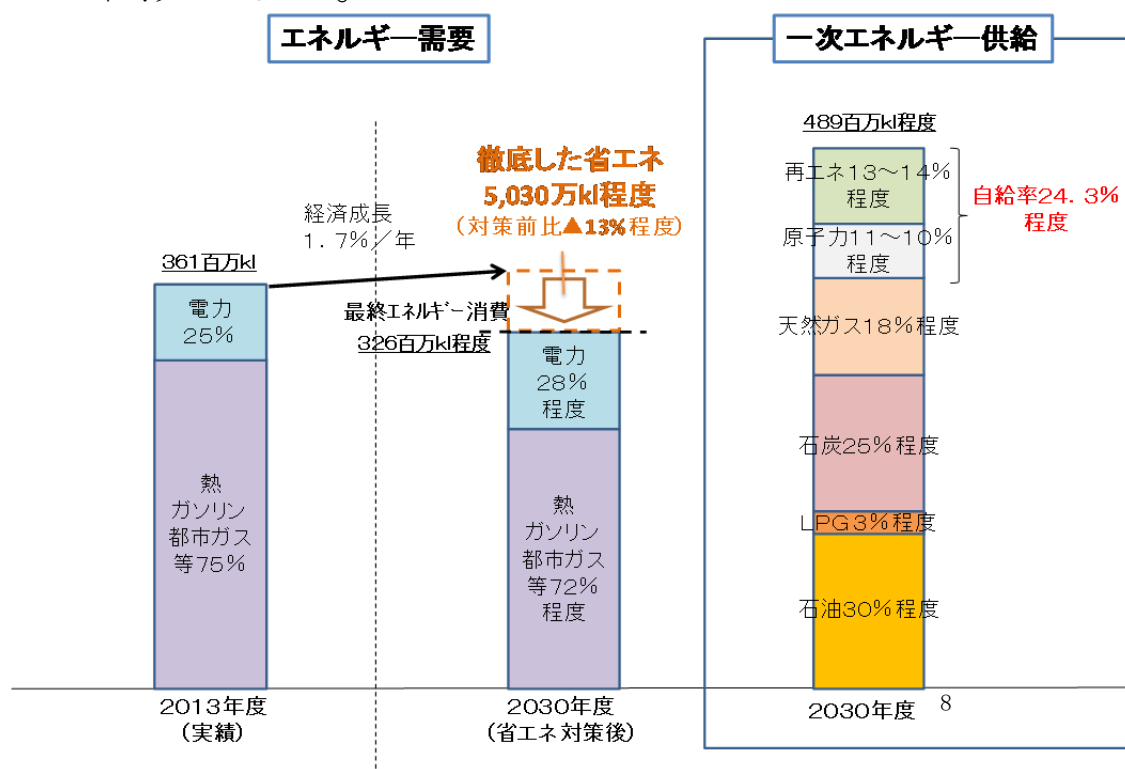
具体的には、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成27年2月)における経済再生ケース³を参考に推計した経済成長率、国立社会保障・人口問題研究所による最新の人口推計(中位推計)、鉄鋼業等の活動量等を踏まえ、追加

³ 経済再生ケースで想定している2013～22年度の実質経済成長率の平均値は年率1.7%。この1.7%を2024年度以降にも適用。

的な省エネ対策を実施する前の需要を推計した上で、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門において、技術的にも可能で現実的な省エネルギー対策として考えられ得る限りのものをそれぞれ積み上げ、最終エネルギー消費で5,030万k1程度の省エネルギーを実施することによって、2030年度のエネルギー需要を326百万k1程度と見込む⁴。

この結果、2030年度の一次エネルギー供給構造は以下のとおりとなる。

これによって、東日本大震災後大きく低下した我が国のエネルギー自給率は24.3%程度に改善する⁵。また、エネルギー起源CO₂排出量は、2013年度総排出量比21.9%減⁶となる⁷。



⁴ 2030年度にかけて35%の大幅なエネルギー効率の改善が実現される水準。

⁵ 再生可能エネルギー及び原子力を、それぞれ国産エネルギー及び準国産エネルギーとして、エネルギー自給率に含めている。

⁶ 我が国の温室効果ガス排出削減量は、上記のエネルギー起源CO₂排出削減量に加え、そのほか温室効果ガス排出削減量や吸収源対策等を合計したものとなる。具体的には、2013年度比で26.0%減となる。

⁷ 米国は2025年までに2005年比26-28%、EUは2030年までに1990年比40%の削減目標を提示しているが、2013年比では米国が18-21%、EUが24%となる。

⁸ 合計値が100となるよう内訳を調整している。

(2) 電源構成

電力の需給構造については、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合に関する政策目標を同時達成する中で、徹底した省エネルギー（節電）の推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の効率化等を進めつつ、原発依存度を可能な限り低減することが基本方針となっている。

例えば、自給率向上、CO₂排出抑制のためには、再生可能エネルギーを拡大し、石炭火力を抑制することが必要であり、電力コスト低下のためには、例えば、再生可能エネルギーを抑制し、石炭火力を拡大する必要があることから、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合を同時達成するためには、バランスの取れた電源構成とする必要がある。

具体的には、まず、経済成長や電化率の向上等による電力需要の増加を見込む中、徹底した省エネルギー（節電）の推進を行い、2030年度時点の電力需要を2013年度とほぼ同レベルまで抑えることを見込む。

次に、重要な低炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくこととしており、我が国の自然条件等を踏まえつつ、各電源の個性に応じた再生可能エネルギーの最大限の導入を行う観点から、自然条件によらず安定的な運用が可能な地熱・水力・バイオマスにより原子力を置き換えることを見込む。これら電源について、環境面や立地面等の制約を踏まえつつ実現可能な最大限まで導入することを見込むが、こうした制約の克服が難航した場合には導入量の伸びが抑えられる。自然条件によって出力が大きく変動し、調整電源としての火力を伴う太陽光・風力は、国民負担抑制とのバランスを踏まえつつ、電力コストを現状よりも引き下げる範囲で最大限導入することを見込む⁹。

さらに、火力発電については、石炭火力、LNG火力の

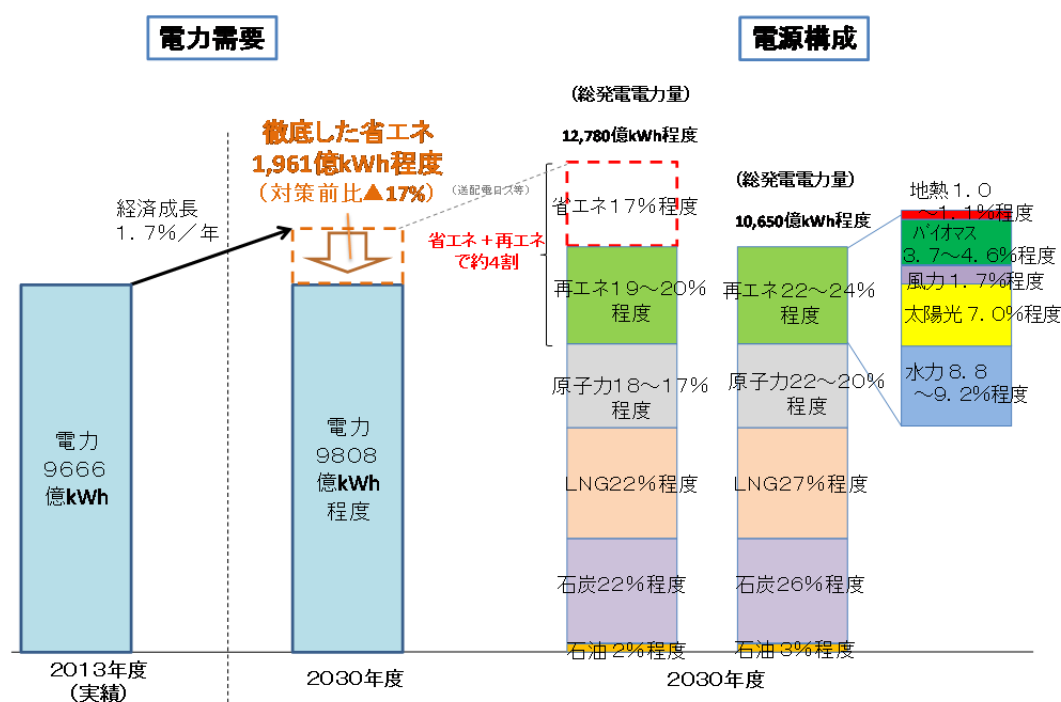
⁹ 太陽光発電の発電コストについては、発電コスト検証ワーキンググループで示された、IEA World Energy Outlook 2014 新政策シナリオ（国際価格非収斂ケース）にしたがって低減することを見込み、導入量を試算。

高効率化を進めつつ環境負荷の低減と両立しながら活用する¹⁰とともに、石油火力については緊急時のバックアップ利用も踏まえ、デマンドリスポンス¹¹を通じたピークシフト等を図ることなどにより、必要最小限を見込む。

原子力発電については、上記のとおり、安全性の確保を大前提としつつ、エネルギー自給率の改善、電力コストの低減及び欧米に遜色ない温室効果ガス削減の設定といった政策目標を同時に達成する中で、徹底した省エネ、再生可能エネルギーの最大限の拡大、火力の高効率化等により可能な限り依存度を低減することを見込む。

この結果、2030年度の電力の需給構造は以下のとおりとなる。

これによって、東日本大震災前に約3割を占めていた原発依存度は、20%～22%程度へと大きく低減する。また、水力・石炭火力・原子力等によるベースロード電源比率は56%程度となる。



¹⁰ 今回の試算では、発電量当たりのCO₂排出量については小さいものから順にLNG火力<石油火力<石炭火力、発電コストについては低コストなものから順に石炭火力<LNG火力<石油火力を前提に検討を行った。

¹¹ エネルギーの供給状況に応じてスマートに消費パターンを変化させる取組。需要制御の方法によって、①電気料金設定によって需要を制御しようとする電気料金型と、②電力会社と需要家の契約に基づき、電力会社からの要請に応じて需要家が需要を制御するネガワット取引の大きく2つに区分される。

4. 各分野の主な取組

(1) 今回の長期エネルギー需給見通しにおける新たな視点

エネルギー基本計画において指摘されているとおり、エネルギーをめぐる環境は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を始めとして、国内外で大きく変化している。2030年度に向けて施策を講じていくにあたっては、こうした変化に対応することが必要であるが、電力システム改革を始めとした国内の制度改革の進展、北米からのLNG調達など国際的なエネルギー供給構造の変化等を踏まえると、特に以下のような環境変化を的確に捉える必要がある。

- ①電力・ガス分野等におけるエネルギーシステム改革の進展により、供給サイドの業種の垣根がなくなることや、ネガワット取引を始めとするデマンドリスポンスが進展することなど新たなエネルギービジネスの展開が可能となるとともに、需要家の選択肢が拡大する。
- ②本年4月に設立された電力広域的運営推進機関が機能し、広域運用が強化されることで、コストが低廉な電源から稼働させるなどの運用（メリットオーダー）が全国大で可能となる。
- ③情報通信技術の進展により、家電、自動車、工場内設備等のエネルギー消費のリアルタイムな状況の把握や一括管理等が可能となる。
- ④北米大陸におけるシェール革命の進展、油価の乱高下、中東情勢の不安定化などによる長期的な不確実性の増大や国際エネルギー市場の重心のアジアシフトなど国際的なエネルギー需給構造の変化を踏まえ、石油、LNG、石炭等の低廉かつ安定的な供給確保を図る必要がある。

(2) 各分野の取組

以上のような環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画に示された基本的な方針に従い、今後、より具体的かつ詳細な検討を行った上で、各分野において以下のような取組を進めるとともに、国民各層の理解の増進を図る必要がある。

①省エネルギー

産業、業務、家庭、運輸各部門における設備・機器の高効率化の更なる推進、エネルギーマネジメントを通じたエネルギーの最適利用、詳細なエネルギー消費実態の調査・分析等を通じたエネルギー消費の見える化を進め、スマートできめ細かな省エネルギーに取り組む。

このため、産業部門においては、工場のエネルギーマネジメントや革新的技術・高効率設備の開発・導入、中小企業の省エネを促進するための支援等を進める。

また、業務・家庭部門においては、BEMS¹²・HEMS¹³を活用したエネルギーマネジメントの徹底を図るほか、新築建築物・住宅に対する省エネ基準の段階的な適合義務化、国民各層において省エネの取組が進むよう国民運動の推進等を図り、消費者の省エネ行動の一層の活性化を促す。

さらに、運輸部門においては、次世代自動車の普及・燃費改善、交通流対策に取り組む。

また、家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車といった水素関連技術の活用も推進する。

加えて、ネガワット取引を始めとするデマンドリスポンスの取組を推進する。

②再生可能エネルギー

各電源の個性に応じた最大限の導入拡大と国民負担の抑制を両立する。

このため、自然条件によらず安定的な運用が可能な地熱、水力、バイオマスを積極的に拡大し、それにより、ベースロード電源を確保しつつ、原発依存度の低減を図る¹⁴。

また、自然条件によって出力が大きく変動する太陽光や風力についてはコスト低減を図りつつ、国民負担の抑制の観点も踏まえた上で、大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る。

¹² BEMS (Building Energy Management System) : ビル等の建物内で使用する電力等のエネルギー使用量を計測し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明機器等の「制御」を効率よく行うエネルギー管理システム。

¹³ HEMS (Home Energy Management System) : 住宅のエアコンや照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムなどの創エネ機器と、蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器等をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的にエネルギー管理を行うシステム。

¹⁴ 風力の平滑化効果による原発依存度の低減も見込んでいる。

こうした観点から、各種規制・制約への対応、開発リスクの高い地熱発電への支援、系統整備や系統運用の広域化¹⁵、高効率化・低コスト化や系統運用技術の高度化等に向けた技術開発等により、再生可能エネルギーが低コストで導入可能となるような環境整備を行う。また、固定価格買取制度については、再生可能エネルギー導入推進の原動力となっている一方で、特に太陽光に偏った導入が進んだことや国民負担増大への懸念を招いたこと、電力システム改革が進展すること、電力の安定供給への影響等も勘案し、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、再生可能エネルギー間のバランスの取れた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう制度の見直しを行う。

③化石エネルギー

石炭火力発電及びLNG火力発電の高効率化を図り、環境負荷の低減と両立しながら、その有効活用を推進する。石油火力については緊急時のバックアップ利用も踏まえ、必要な最小限の量を確保する。

こうした観点から、石炭火力を始めとする火力発電について、非効率な設備の導入を抑制することが可能な仕組みを導入するとともに、電気事業者による自主的な枠組みの早期構築を促す等低炭素化に向けた取組等を推進する。

また、化石燃料の低廉かつ安定的な供給に向けた資源確保の取組を強化するため、中東依存度の低減等の調達多角化、自主開発の推進、国産資源の開発、国内エネルギー供給網の強靱化等の取組を進めるほか、運輸燃料の多様化等を図る。

④原子力

原子力の利用においては、安全性の確保を全てに優先し、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原

¹⁵ 北本連系設備を現在の 60 万 kW から 90 万 kW に、東西の周波数変換設備を現在の 120 万 kW から 210 万 kW、さらに 300 万 kW に増強する動きが開始されている。また、系統運用の広域化については、電力広域的運営推進機関において、地域間連系線の系統運用ルールの改善を行った。今後、地域間連系線の管理などを効率的かつ円滑に実施するためのシステムを開発・導入する予定。

子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。

また、規制基準を満たすことにとどまらない不断の自主的安全性の向上への取組、ステークホルダーとの適切なリスクコミュニケーション、科学的有望地の提示を始め、国が前面に立ち、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組を推進する。

さらに、原発依存度の低減や電力システム改革後などを見据え、円滑な廃炉や核燃料サイクル事業の安定的・効率的な実施等のための原子力発電の事業環境整備を図る。

(注) 原子力発電比率は、2030年度時点における電源構成上の見通しを示したものであり、個別の原子力発電所の安全性に関する原子力規制委員会の審査に影響を与えるものではない。

⑤多様なエネルギー源の活用と供給体制の確保

産業分野等における天然ガスシフト等各部門における燃料の多様化を図るとともに、住宅用太陽光発電の導入や廃熱回収・再生可能エネルギー熱を含む熱利用の面的な拡大など地産地消の取組を推進する。また、分散型エネルギーシステムとして活用が期待されるエネファームを含むコージェネレーション（1, 190億kWh程度）の導入促進を図る。あわせて、これらを支える燃料等の供給体制の確保を図る。

(3) 2030年度以降を見据えて進める取組

安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合に関する政策目標の確実な実現と多層・多様化した柔軟なエネルギー需給構造の構築に向け、革新的な蓄電池、水素社会の実現に向けた技術、次世代型再生可能エネルギー、二酸化炭素の回収貯留（CCS）及び利用に関する技術を始めとする新たな技術の開発・利用の推進、メタンハイドレートなど我が国の排他的経済水域内に眠る資源の活用に向けた取組も推進する。

5. 長期エネルギー需給見通しの定期的な見直し

この長期エネルギー需給見通しは、現時点で想定される発電コスト、技術、国際的な燃料価格等を前提に策定されたものである。

安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合をより改善していくための努力は、今後とも官民挙げて着実にやっていく必要がある。また、今後、省エネルギーの進展、再生可能エネルギーの導入、各電源の発電コストの状況や原発をめぐる動向等長期エネルギー需給見通しを構成する様々な要素が変化することも想定される。

このため、こうした状況変化も踏まえつつ、長期エネルギー需給見通しについては、少なくとも3年ごとに行われるエネルギー基本計画の検討に合わせて、必要に応じて見直すこととする。